

## 健全化判断比率・資金不足比率

従来の再建法に代わり、平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成 19 年度決算から健全化判断比率の 4 つの財政指標の公表が義務付けられ、さらに平成 20 年度決算からは健全化判断比率のいずれかが基準以上の団体に財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

本市では、平成 25 年度決算における各指標の比率はいずれも基準未達となりました。前年度の数值から改善しましたが、実質公債費比率、将来負担比率が県平均や全国平均と比較すると高めであることなどから、今後も引き続き改善に取り組んでいく必要があります。

各指標	概要	国からの基準		H19算定	H20算定	H21算定	H22算定	H23算定	H24算定	H25算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%							
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%							
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	18.7%	18.6%	17.6%	16.4%	14.7%	13.7%	12.2%
		早期健全化基準	25%							
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準		186.1%	158.4%	132.9%	118.9%	89.0%	66.0%	50.2%
		早期健全化基準	市町村350% 都道府県400%							

### ○実質公債費比率

本市の実質公債費比率は、地方債のうち、土木債、教育債及び公共用地取得事業債等の元利償還金が減少したことなどから、単年度では前年度の 13.2% から 11.2% と減少し、3 ヶ年平均では前年度の 13.7% から 12.2% となりました。平成 21 年度決算以降は、地方債の協議制水準（18%以上）を下回っています。しかし、平成 24 年度決算における県内市町平均 10.0%、全国平均 9.2% のいずれと比較しても本市の数值が上回っていることから、今後も地方債の効果的かつ効率的な発行に努める必要があります。

### ○将来負担比率

比率算定の基礎となる税収等から算出する標準財政規模が 3 億円増加するとともに、普通会計の地方債残高が 62 億円の減、債務負担行為に基づく支出予定額が 5 億円の減、財政調整基金を始めとする基金残高が 30 億円の増となったことなどにより、本市の将来負担比率は、昨年度より 15.8 ポイント減少し 50.2% と改善しました。その結果、平成 24 年度決算における全国平均 60.0% を下回りましたが、県内市町平均 45.0% を上回っていることから、今後も更なる財政健全化に取り組む必要があります。